



障害者虐待防止相談窓口を設置しました

健康福祉課福祉介護グループ

10月1日から、虐待によって障害者の権利や尊厳が脅かされることを防ぐため「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行されました。

これに合わせ、町では障害者虐待防止相談窓口を開設して、本人や家族、近所の人、関係機関等から虐待の情報があれば、訪問して事実を確認し、安全を確保します。障害者の虐待に気付いた方、また虐待について相談をしたい方は、次にご連絡ください。

▼平日（月～金）8時15分～17時
ふれあい健康センター
電話34—3955

▼平日夜間・土日・祝日
剣淵町役場 電話34—2121

HIV夜間検査の実施について

12月の世界エイズデーに合わせて、次のとおりHIV夜間検査を実施することといたしました。

▼実施日時

平成24年12月19日（水）

17時～19時

▼検査費用 無料

▼注意事項

事前予約制・匿名受検可能

※当日予約なしで直接お越しいただいても受検できません

▼実施場所

上川総合振興局保健環境部名寄地域保険室（名寄保健所）
名寄市東5条南3丁目63番地38

▼予約・お問い合わせ先

名寄保健所健康推進課保健予防係
電話0165—3—3121
（名寄保健所）

電話0165—3—7711
（名寄保健所エイズ専用電話）

交通事故の援護制度について

交通事故被害世帯の皆さんに次のような援護制度がありますので、ご利用ください。

【交通遺児等育成資金貸付（無利子）】

*対象

自動車事故により保護者の方が亡くなられたり、重い後遺障害を残すこととなったご家庭のお子様で、0歳から中学卒業まで

*貸付金額

1人につき最初一時金15万5千円、以後月額2万円、小・中学校入学時に入学支度金4万4千円

*返還方法

月賦又は月賦・半年賦併用による20年以内での均等払い

*返還猶予

機構職員にご相談ください
【重度後遺障害者介護料支給】

*対象

自動車事故により、脳、脊髄、または胸部腹部臓器に損傷を受け、常時または随時の介護を必要とする方で一定の要件に該当する方

*支給額

月額29,290円～136,880円の間で、障害の程度により支給

※「短期入院」費用があれば別途

支給

*支給期月

支給月は3、6、9、12月で、3か月分を一括支給

▼お申し込み・お問い合わせ先

独立行政法人 自動車事故対策機構 旭川支所
電話0166—40—0111

東日本大震災義援金を受け付けています

剣淵町で平成23年3月14日から平成25年3月31日まで義援金の受付を行っています。

皆様からたくさんの方の義援金が寄せられております。心から感謝申し上げます。

▼日本赤十字社北海道支部

剣淵町役場住民課（日赤剣淵分区分）へ直接、義援金をお持ちください。受領書を発行いたします。免税領収書が必要な場合は、窓口で申し出いただくと、後日日本赤十字社から発行されます。

▼北海道共同募金会

剣淵町社会福祉協議会（共同募金会）へ直接、義援金をお持ちください。受領書を発行いたします。

剣淵町で受付した義援金額

- 日本赤十字社北海道支部（住民課）
2,881,256円（11月20日現在）
 - 北海道共同募金会（社会福祉協議会）
1,886,640円（11月20日現在）
- 義援金受付期間
平成25年3月31日まで